

## ○奈義町過疎地域持続的発展計画（過疎計画）の策定概要

### ■計画策定の目的

本町では、令和3年度に「奈義町過疎地域持続的発展計画」を策定し、地域の課題解決及び持続可能な地域社会の実現に向けた取り組みを推進しています。現計画が令和7年度末をもって終了するにあたり、これまでの進捗状況や社会情勢の変化を踏まえて必要な施策を整理して重点化するとともに、引き続き国の財政支援制度を活用しながら、計画的に事業を推進することを目的として新たな過疎計画を策定します。

### ■地域の持続的発展のための基本目標（計画書12P）

本町では、「奈義町」の名を未来に残し、「町民が暮らしやすく、永続できるまち」の実現に向けて、次の4項目を基本目標として各重点プロジェクトに積極的に取り組むことで人口の維持と地域の活性化を図り、まちの持続的発展を目指します。

#### 【基本目標1】若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

##### 《重点プロジェクト》

- 結婚や出産、子育ての支援
  - 魅力ある教育の充実
  - 学び続けられる場の提供
- ⇒達成指標：合計特殊出生率2.30以上の維持

#### 【基本目標2】稼ぐ地域づくりを進め、安心して働けるようにする

##### 《重点プロジェクト》

- ずっと続けられる農林畜産業
  - 活力ある商工・サービス業
- ⇒達成指標：新規創業者数と事業承継者数の合計15件以上

#### 【基本目標3】つながりを築き、新しいひとの流れをつくる

##### 《重点プロジェクト》

- 誇れるまちの情報発信と地域情報化
- 移住・定住の促進と支援
- 創造と芸術性の高いまちの深化
- 歴史的資源の保存・継承・活用
- 環境と景観に配慮した社会づくり
- 戦略的な観光・交流
- 生活インフラの整備と管理

⇒達成指標：トータル人口維持（※前年度総人口と当該年度総人口が同数となり人口が維持されている状態）

#### 【基本目標4】ひとが集い、豊かで安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる

##### 《重点プロジェクト》

- 人生100年時代の健康づくり
  - いつまでも元気で輝き続けられる高齢者
  - 安全で安心なくらしの確保
  - 高齢者の居場所づくり
  - 一人ひとりを大切にする
  - 課題を抱えるひとの支援
  - 参画と協働、連携によるまちづくり
  - 自衛隊との共存共栄
  - 持続可能な行財政運営
- ⇒達成指標：住民まんぞく量72.0ポイント以上

### ■事業計画

計画書頁	持続的発展施策区分	主な事業内容
14P～	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き園舎（幼稚園）改修・地域間交流施設整備</li> <li>・人材育成拠点施設整備・空き家利活用事業他</li> </ul>
19P～	産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマート農業機械導入・農産物直売所等整備・駐車場整備</li> <li>・奈義有機センター改修・センターゾーン整備・アートの森整備</li> <li>・町アート整備・山の駅改修・ビカリアミュージアム改修</li> <li>・農業用機械等リース事業・農業従事者等育成事業他</li> </ul>
32P～	地域における情報化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線更新整備・防災用タブレット端末更新整備</li> <li>・公共施設ICT利用環境強化・DX推進事業他</li> </ul>
34P～	交通施設の整備、交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路新設改良舗装・橋梁長寿命化・林道舗装及び法面対策</li> <li>・乗合交通車両購入・なぎバス車両購入・除雪車購入他</li> </ul>
38P～	生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防機庫（詰所）整備・消防ポンプ自動車更新・防火水槽整備</li> <li>・塵芥収集車更新・水道施設整備・下水道処理施設整備他</li> </ul>
45P～	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園改修・すばーく奈義長寿命化対策</li> <li>・やまびこ荘長寿命化対策・高齢者等健康増進施設更新</li> <li>・やすらぎ福祉支援事業・家庭保育支援事業</li> <li>・高齢者健康づくり支援事業他</li> </ul>
55P～	医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所長寿命化・乳幼児・児童生徒医療費給付事業</li> <li>・各種ワクチン接種事業他</li> </ul>
58P～	教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校長寿命化対策等・中学校改修・放課後児童クラブ施設改修</li> <li>・小学校中学校体育館長寿命化・小学校中学校グラウンド整備</li> <li>・武道館長寿命化・学校給食センターの乾式化等、調理設備等更新</li> <li>・文化センター長寿命化・海洋センター長寿命化</li> <li>・総合運動公園長寿命化・野球場改修・テント倉庫改修</li> <li>・プール改修・スケートボード場改修・テニスコート改修</li> <li>・美術館長寿命化・図書館長寿命化・高等学校等就学支援金支給事業</li> <li>・部活の地域展開事業・外国語（英会話）教育推進事業他</li> </ul>
64P～	集落の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定住促進空き家活用・お試し住宅整備・定住促進住宅リノベーション</li> <li>・若者住宅リノベーション・若者定住化促進事業・空き家対策事業他</li> </ul>
66P～	地域文化の振興等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統芸能拠点施設整備・伝統文化等継承資料保存事業他</li> </ul>
68P～	再生可能エネルギーの利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策設備導入事業</li> </ul>
70P～	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設景観づくり事業</li> </ul>

### ■計画期間（計画書13P）

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

### ■計画策定を条件に受けられる財政支援

（1）過疎対策事業債の借入（交付税措置率70%）

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（R3.4.1～R13.3.31）

（2）過疎地域持続的発展支援交付金（国庫）の活用